

四日市市告示第168号

四日市市集会所補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中 俊行

四日市市集会所補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市集会所補助金交付要綱（昭和55年四日市市告示第59号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表<第2条関係>		別表<第2条関係>	
区分	内容	区分	内容
(略)		(略)	
(2)集会所の防災上又は安全上必要な工事	ア から カ まで (略) キ <u>蓄電・節電設備の設置及び修繕工事</u> ク <u>防災放送機器の設置及び修繕工事</u> ケ <u>耐震性を高めるための部材等による設置工事及び修繕工事等</u>	(2)集会所の防災上又は安全上必要な工事	ア から カ まで (略) キ <u>その他防災上又は安全上必要な工事</u>
(3)集会所の居住性を良好にするための工事	ア から エ まで (略) オ <u>冷暖房設備設置及び修繕工事</u> カ (略) キ (略)	(3)集会所の居住性を良好にするための工事	ア から エ まで (略) オ 冷暖房設備設置工事 カ (略) キ (略)

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(市民文化部市民協働安全課)